

国自技環第 200 号の 3
令和 4 年 3 月 31 日

社団法人 日本建設業団体連合会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」の一部改正に
伴う基準緩和車両の取扱いについて

標記について、別添のとおり、地方運輸局長あてに通知したので、貴傘下団体あて
に周知願います。

別添

国自技環第200号

令和4年3月31日

各地方運輸局長 殿 }
沖縄総合事務局長 殿 } (単名各通)

国土交通省自動車局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱いについて

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)第55条の規定による基準緩和の認定を受けている自動車について、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について(国自技環第199号、令和4年3月31日)の施行に伴う取扱いについて、下記のとおり定めたので遺漏なきよう取り扱われたい。

記

現に保安基準第55条の規定により、保安基準第4条(車両総重量)または第4条の2(軸重等)のいずれか一方の基準緩和の認定を受けている長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する自動車であって、基準緩和の期限が付されているものにあつては、緩和の期限満了日以降も当該基準緩和の認定が有効なものとして運行することができる。

なお、申請者から申し出のあつた場合には、職権により基準緩和の期限を削除することができる。